

生徒心得

1 基本的心がまえ

- (1) 滝川高校生徒としての自覚を持って行動し、互いに個性を尊重し、信頼し合える人間関係を作るよう努力しよう。
- (2) 自主自立の生活態度を身につけ、勉学や様々な行動に励み、有意義な高校生活を送ろう。

2 礼儀

- (1) 人間関係を築くために、礼儀や挨拶を大切にしよう。

3 服装等

- (1) 服装等に関しては、時・場所・場合を考慮しよう。

4 学校生活

- (1) 学校は「共同生活の場」でもあることを念頭に置き、自分の自由のみを考えず、他人の自由も尊重しよう。

生徒心得解説

1 基本的心がまえ

これは従来の生徒心得にも記載されていたものを一部表現を変えています。

文中にある「自主自立」は滝高の精神をよく表していると考えて、改正案にもそのまま残しました。

2 礼儀

礼儀・挨拶は目上の人に対してというより、人間関係を築く基本です。

3 服装等

文中の「時・場所・場合を考慮した服装を自分で選ぶ」というのは、服装自由化運動当時から叫ばれていたことでした。これができれば、服装自由化の理念が受け継がれているといつてよいはずです。

4 学校生活

自由についての考え方も、服装自由化当時からずっといわれてきたことです。服装自由化にあたっての宣言で明記されている「自由には責任が伴う」ことを忘れないでほしいという願いもこめられています。

滝川高校校則

前文 滝川高校生が心がけるべきことは前述の生徒心得で示したが、その精神は、校則によって束縛される重要性について理解ある集団であることを前提としている。公共の利益を守るために、最低限全員が守らなければならないルールをこの校則において明記する。

1 基本的ルール

- (1) 生命を尊重し、健康で安全な学校生活を送り、また、危機管理に注意を払う。
- (2) 自分の欲望のままに行動したり、自分に都合のよいことしか受け入れないことのないようにする。

2 授業

滝川高校生は授業を受ける権利がある。そのために以下のことを尊重する。

- (1) 授業を大切にする。
- (2) 校内を授業に適する環境に保つ。

3 校内生活

- (1) 校内は常に清潔にし整頓する。
- (2) 校舎内では土足は認めない。この問題の克服のために上靴は学校指定とする。
- (3) 自転車通学生は届出をし、本校指定のステッカーを自転車に貼付する。また、自転車は他人の通行の妨げにならないように駐輪すること。

- (4) 原動機付自転車、自動二輪車、自動車等の運転免許の取得については認めない。なお、3年次進路決定後、または冬休み以降、「自動車学校」通学を認める。

4 校外生活

- (1) 基本的には保護者の監督下であり、社会ルールを守ること。なお、何か問題が生じた場合、学校と保護者は互いに連携し合い対処する。

5 指導措置

- (1) 校則や社会ルールを犯す行為のあったときは、学校として適切な指導をする。

6 心得・校則の改正について

- (1) 学校、生徒いずれか双方が、この心得・校則に改正の必要を認めた場合（生徒の場合は50名以上の署名を必要とする）には、生徒会執行部および生徒指導部に署名用紙を提出し、すみやかに改正に関する話し合いを行わなければならない。

7 届け・願い 手続き一覧

(1) 届け

欠席届	(事前に電話連絡および生徒手帳)	担任
遅刻届		担任
遺失物・被害届		担任へ — 生徒指導部
下宿届		担任へ — 生徒指導部
部活動(部・局・同好会)入退部届		顧問へ — 生徒会指導部
アルバイト届		担任へ — 生徒指導部
自転車通学届		担任へ — 生徒指導部
器物破損届(口頭で)		担任
旅行届(キャンプ・スキー・海水浴・登山等を含む)		担任へ — 生徒指導部

(2) 願い

早退・外出願(早退及び放課後までの間の外出の時)		担任
校舎使用願		生徒会指導部・生徒指導部
集会参加願(主催する場合・参加する場合)		生徒指導部
対外活動参加願		生徒会指導部
諸掲示物掲示願		生徒指導部
自動車学校通学願		生徒指導部
学割証交付願	(必要なとき)	担任へ — 事務
身分証明書再交付願	(必要なとき)	担任へ — 事務
在学証明書交付願	(必要なとき)	担任へ — 事務
成績証明書交付願	(必要なとき)	担任へ — 事務
卒業見込証明書交付願	(必要なとき)	担任へ — 事務

校則解説

前文 この解説は、なぜ、新しく校則をつくったのかを理解してもらうためのものです。また、ルールに束縛される重要性をどれだけ理解しているか、不断に滝高生としての集団の質を問うものになっています。

1 基本的ルール

「公共の利益」を具体的に表現しました。・の危機管理とは進級や卒業の条件に無関心にな

ったり、自他ともに生命の安全をおろそかにしたり、自分の所有物に損害を与えられないように、自己管理を前提としています。・は、乗り越えていかなければならない課題です。個性や自己というものは社会や歴史的価値観を無視しては存在できないものだからです。

2 授業

この規則については、「学校は授業を受ける場だ」という考えが前提となっています。そして、学校が勉強する場として在るために基本的な2つの条件を定めています。

3 校内生活

(1)と(2)に関しては衛生上の問題で守るべき事柄だと判断しました。また、土足の多さ、上靴の盗難という現状をふまえると学校指定にならざるを得ません。

(3)に関しては、なぜ届出が必要かという点、登下校時に事故があった場合、それがないと補償ができないからです。また、ステッカーを貼っていたことで盗難自転車が発見されたケースも数多いことをふまえ、公共の利益保護のために必要だと考えました。駐輪は、車椅子の進行が妨げになる等の大きな支障になり得るため規則として明記しました。

(4)に関しては、生命・安全の尊重の視点、免許取得後の安全教育などの視点から、学校として責任がもてない現状にあり認めることはできません。

なお、校則として明記する以上は先生方による指導がなされることとなります。

4 校外生活

かつての日本の共同社会的（相互扶助的）な関係が揺らぎ、家庭が孤立している傾向があります。学校は家庭のプライバシーにも配慮しながら、相互に連携を保っていくことが公共の福祉に貢献することだと考えます。

5 指導措置

公共の福祉に反するような行為があった場合は、社会は罰則をもって対処します。学校も一つの社会ですが、そこで生活する生徒は「小さな大人」です。（子どもあつかいせず、すぐに大人として発達する存在としてみる見方。「大きな子ども」は逆の考え方）ですから社会で実施していることをそのまま学校に当てはめられません。青年期にありがちな失敗から何かを学べるような「適切な指導」を行います。

6 改正について

この規則を明記した理由は、心得・校則というものはそれらを守る人々が納得した上で存在するのが本来の姿だからです。守る人々が納得できないまま規則を放置しておく、規則が再び意味のないものになってしまいます。

そのようなことをふまえ、規則をただ受け入れるのではなく自分たちで考え、改正が必要ならば自らの手で新しい規則を創り上げてほしいという願いもこの文にこめたつもりです。

(附 則) この規程は昭和53年4月1日から施行する。

平成 8年4月1日 一部改正

平成10年4月1日 全面改訂